



法令相談室から

個人情報の保護について

全国市長会顧問弁護士

石津廣司 いしづひろし

1 個人情報保護法の 地方公共団体への適用

国については、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人個人情報保護法により個人情報の保護がなされてきたが、右の三法律は令和3年改正によって個人情報保護法に統合・一本化されるとともに、地方公共団体における個人情報の取扱いについて規定され、令和5年4月から施行された。これにより地方公共団体の個人情報保護についても、全国的な共通ルールが定められた。

地方公共団体における個人情報の保護は、国による法制化に先立ち、既に昭和60年頃から個人情報一般についても条例が制

定され、実務が積み重ねられてきており、職員もその運用に精通している。このため、個人情報保護法の地方公共団体への適用により各地方公共団体に大きな混乱が生ずることはないものと思われる。

もつとも、個人情報保護法が定める共通ルールは、これまでの各地方公共団体の条例の規定とは必ずしも同一ではないことから、従前の実務・運用どおりにはいかな点もあり、注意する必要がある。

2 個人情報保護の目的

これまでの地方公共団体の条例では、個人情報保護の目的を、個人の権利利益を保護することに求めるのが一般的であった。情報処理の高度化により個人に関する情報

が大量かつ迅速に収集、保管及び利用されることになり、個人のプライバシーの保護が脅威にさらされるとの問題意識から、個人の権利利益の保護のため個人情報の適正な取扱いを条例で定めようとするものがあった。

個人情報保護法においても、当然のことながら右の問題意識に立って個人情報の取扱いを定めているものであるが、同時に、近年、情報化の進展や個人情報の有用性の高まりを背景として、地域や官民の枠を超えたデータ活用が活発化しており、地方公共団体が保有する個人情報についても、これを活用することが期待されているとの要請にも応えるべく制度設計されている（個人情報保護制度の見直しに関するタス



クフォーヌ「個人情報保護制度の見直しに関する最終報告」。

これまでは、地方公共団体としては、個人情報の取扱いについて、個人の権利利益の保護を主眼として制度運用してきていると思われるが、今後は、個人情報の有用性に着目した利活用の要請についても応えていかなければならず、これまでの制度運用の見直しを迫られる場面もあると思われる。個人情報保護法五条は、地方公共団体の

責務として、「この法律の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ」とするとともに、「その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人が当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定しており、地方公共団体は地域の特性に応じて、個人の権利利益の保護と、個人情報の有用性に着目した利活用の要請とのバランスを図った施策を実施するという必ずしも容易ではない行政活動をしていかなければならない。

③ これまでの地方公共団体の個人情報保護条例と個人情報保護法との相違点

前述したとおり、これまでの各地方公共団体の条例と個人情報保護法とは、必ずしも保護のルールが同一でない点もあり、今後、地方公共団体は、これらの相違点を踏まえて個人情報の取扱いを行っていく必要がある。

例えば、以下の点が問題となると思われる。

1 個人情報の範囲

個人情報保護法二条は、「個人情報」を定

義しているが、これまでの地方公共団体の条例上の定義と基本的には大きな相異はない。

もつとも、個人情報保護法二条一項は、「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定している。これまで地方公共団体によつては、死者に関する情報も保護の対象として個人情報から除外していない条例もあり、この点についてはこれまでの条例と個人情報保護法と相異していることが考えられる。

これまで、死者に関する情報も保護の対象から除外していない条例では、死者に権利能力がないため、自己に関する個人情報の開示請求権等行使できないが、死者の個人情報の不適正な取扱いが死者の名誉を傷つけたり、遺族等生存する個人の権利、利益を侵害するおそれもあり、また、保管等をしている個人情報の主体がその後死者となったかどうかは必ずしも分別できないことから保護の対象としていたものであった。しかし、今後は、死者に関する情報は保護の対象となる個人情報から除外されることになる。

もつとも、個人情報保護法のもとでも、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合に



2 個人情報の取扱い

個人情報保護法は、個人情報の取扱いについて、詳細な規定を置いている。

これまで地方公共団体の条例でも、個人情報の取扱いについて収集の制限、利用及び提供の制限、適正な維持管理等については、規定されていたが、個人情報保護法の規定は詳細な規定となっており、漏えい等の報告等の制度など、これまでに地方公共団体の条例ではなかった制度も導入されており、新たな事務作業も必要になってくる。

一方では、これまで地方公共団体の条例で定められていた個人情報を記録したデータベースの外部とのオンライン結合を制限する規定や、本人の職種、信条等の個人情報

は、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当すると解されている（個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」）。

今後は、死者である疑いのある個人については、その生死を調査し、死者と判断された場合には、次に、当該情報が遺族等の生存する個人に関する情報であるかを判断していかなければならない。

定の種類の個人情報の取得について重ねて

制限規定を置く意義に乏しいと考えられることから説明されている（前内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室富安泰一郎審議官・中田響企画官「一問一答令和三年改正個人情報保護法」三五頁・五七頁）。

個人情報保護法では、行政機関の長及び従事者に安全管理措置義務を課しており（法六六条、六七条）、情報管理の安全性はその義務の履行を通じて確保する仕組みとなっている。個人情報保護委員会は、「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を示しており、各地方公共団体は、最小限、右指針に沿った措置をとる必要がある。

なお、これまでの地方公共団体の条例では、個人情報の取得は原則本人から直接取得するとの規定を置く例が多かったが、個人情報保護法ではこのような規定は置かれていない。この点については、これまでの地方公共団体の条例でも、本人以外の者からの間接的な取得を一律に禁止するのではなく、本人の同意がある場合や法律上の事務の遂行に必要な場合等には取得を認める内容となっていたことから説明されている（前掲「一問一答令和三年改正個人情報保護法」五八頁）。

3 開示・訂正・利用停止

(1) 個人情報保護法は行政機関が保有する「自己を本人とする保有個人情報」の開示の請求を認め(法七六条)、一定の不開示情報(法七八条)を除き、開示請求があった日から三〇日以内に開示(全部又は部分開示)、不開示あるいは存否応答拒否の決定がなされることとしている(法八三条)。

これまでの地方公共団体の条例でも、右と同様の仕組みで個人情報の開示を認めていた。

一定の個人情報を不開示情報としていくことも、これまでの地方公共団体の条例と同様であるが、個人情報保護法の不開示情報の規定は、これまでの地方公共団体の条例とは規定ぶりが異なっており、条例に基づいて不開示としてきた事例を今後も同様に開示にできるか、不開示とするとしてどの条項によるかは事実ごとに検討する必要がある。

個人情報保護法によって、開示につき新たに規定されたものとしては、特定の保有個人情報を検索することが著しく困難である保有個人情報を、行政機関に保有されていないものとみなすこと(法一二四条二項)、請求をしようとする者

がそれぞれ容易かつ的確に開示請求することができるよう、当該行政機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他請求をしようとする者の利用を考慮した適切な措置を講ずること(法一二七条)等があるが、前者はまれであるろうし、後者は既に行政サービスとして各地方公共団体において実施してきたことと思われる。

(2) 個人情報保護法は、自己を本人とする保有個人情報が事実ではないときには当該個人情報の訂正を請求することができると規定し、訂正請求権を定め(法九〇条)、また、自己を本人とする保有個人情報が行行政機関が法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要ではないなど一定の事由ある場合には当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる(法九八条)。これまでの地方公共団体の条例でも、同様に訂正請求権、利用停止請求権を認めていた。個人情報保護法では、手続的には、これまでの地方公共団体の条例とは異なり、開示請求前置主義がとられている(法九〇条一項、法九八条三項)。この点は、これまでの地方公共団体の条例と相違しているが、

従前も、訂正、利用停止の請求は、個人情報の開示を受けてから行われる例が多かったと考えられ、実務的には大きな影響はないであろう。

4 議会の個人情報

地方公共団体の議会は、個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規律の対象とはなっていない(法二条一項二号)。これは、国会や裁判所が個人情報保護法による個人情報の取扱いに係る規定の対象となっていないこととの整合を図るためと説明されている(個人情報保護委員会事務局「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」)。

もっとも、個人情報保護委員会事務局は、議会についても、「個人の権利利益の保護という観点からは、自律的な対応のもと個人情報保護が適切に行われることが望ましい。」としているし(前掲事務対応ガイド)、また宇賀克也東大名誉教授は、各地方公共団体においては「議会の保有する個人情報の保護に関する条例を制定すべきであろう。」(「自治体のための個人情報保護制度(2021年改正対応)」六三頁〜六四頁)としており、議会として条例制定を検討することになろう。